**令和７・８年度災害時応急対策活動等に関する基本協定**

府中市を甲とし、　　　　　　　　　を乙として、甲と乙は、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第１条　この協定は、府中市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲が乙に対し「災害時応急対策活動等（以下「活動」という。）」に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

（活動の実施区域）

第２条　甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、府中市内とする。

　（活動内容）

第３条　甲が乙に対し協力を要請する活動は、実施区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被災施設の早期復旧のため、乙の保有する建設機械・資材及び労力等（以下「建設資機材等」という。）により実施するものである。

　（建設資機材等の報告）

第４条　乙は、乙の保有する建設資機材等をあらかじめ甲に書面により報告するものとする。

２　乙は、書面で提出した提供可能な建設資機材等に著しく変動があった場合、又は甲から要請があった場合は、乙は書面により速やかに甲に報告するものとする。

　（建設資機材等の提供）

第５条　甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がない限り、相互に建設資機材等を提供するものとする。

　（出動の要請）

第６条　甲は、乙に対し、第２条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面により要請するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、甲は、電話、ファックス等の通信手段により活動の実施を要請することができる。

３　乙は、前２項の出動要請の連絡を受ける者をあらかじめ書面により届け出るものとする。

４　乙が災害状況を把握しているにもかかわらず、甲から出動要請がない場合は、乙はその内容について速やかに甲に報告するものとする。

　（活動の実施）

第７条　乙は、前条に基づく出動の要請に応諾したときは直ちに出動し、活動を実施するものとする。

２　活動の直接の指示は、府中市職員のうち甲が指定する者（以下「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

３　甲は前項の指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

　（契約の締結）

第８条　甲は、乙に第６条の出動を要請し、乙が応諾した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

　（維持修繕請負業者との協力）

第９条　乙は、状況により、甲が別途請負契約を締結している維持修繕業務の請負業者と協力して活動を実施するものとする。

２　甲は、本活動の実施区域を担当する維持修繕業務の請負業者名及び連絡先を乙に通知するものとする。

　（活動の完了）

第１０条　乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭及び書面により完了報告を行うとともに、実施した活動内容及び建設資機材等の使用数量を書面により甲に報告するものとする。

　（費用の請求）

第１１条　乙は、活動完了後本活動に要した費用を第８条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

　（費用の支払）

第１２条　甲は、前条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し、第８条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

　（損害の負担）

第１３条　本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

２　本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

３　本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

　（有効期間）

第１４条　本協定の有効期間は、令和　　年　　月　　日から令和９年３月３１日までとする。ただし、この有効期間内に令和９・１０年度の協定の締結希望申請を行った者については、有効期間満了後についても、その協定締結がされる日までこの協定を有効とする。

　（協定の失効）

第１５条　乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定は失効するものとする。

（１）建設業法上の主たる営業所を府中市内に有しなくなったとき。

（２）府中市建設工事入札参加資格を有しなくなったとき。

（その他）

第１６条　この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

　この協定の証として、本書２通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その１通を所持するものとする。

　令和　　 年 　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　府中市府川町３１５番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　府中市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　府中市長　小野　申人　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞